三　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	
四　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
五　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備

第四十二条の九第二項中「法人が、」を「法人で」に改め、「事業年度を除く。」」の下に「終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、当該事業年度」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第四十二条の十第一項及び第四十二条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第四十二条の十二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「以下この条」を「次項及び第五項」に、「地域再生法第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

第四十二条の十二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型特定新規雇用者数がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第五項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項第十号を同項第十五号とし、同項第九号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（次号及び第十四号において「新規雇用者」という。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十